



有限会社 かね商事	有限会社 あか	有限会社 赤	株式会社 チイ学館	医療法人 脳神経	社会福祉 法人	有限会社 おぞら	社会福祉 法人	社会福祉 法人	社会福祉 法人	社会福祉 法人	有限会社 あふり	
十和田市西二十	三戸郡福地村大字 三戸田字あかね	三戸郡南部町大字 三戸向字泉山道	東京都千代田区 神田駿河台二丁目九	八戸市柏崎四丁目 一六の二九	十和田市大字切 の二二	青森市大字浦町 八字奥野三五七の	八戸市大字久 一保字大山三二の	西津軽郡鰺ヶ沢 町大字長平町字 甲音羽山六五の	弘前市大字山崎 一丁目三の七	八戸市大字売市 字観音下三の二	五所川原市大字 一〇田字下り松二	
福祉用具	痴呆対応 活介護	痴呆対応 活介護	訪問介護	通所リハ センター	訪問リハ センター	訪問看護	通所介護	訪問リハ センター	訪問介護	通所介護	痴呆対応 活介護	活介護
有限会社 サ	グループ 愛会	グループ 赤	アイリス 高台	あい愛 おつと	介護老人 施設訪問 センター	訪問看護 センター	杏の里 所町畑	介護老人 施設なが	弘前市 園ヘタル	デイサー バンチ	グループ 桃園	ルの 里なみ
十和田市西二十	三戸郡福地村大字 三戸田字町頭八	三戸郡南部町大字 三戸向字泉山道	八戸市大字新井 六字水溜六の一	八戸市柏崎四丁目 目一四の四八	十和田市大字切 の二二	青森市大字浦町 八字奥野三五七の	八戸市大字久 保字小久保三の	西津軽郡鰺ヶ沢 町大字長平町字 甲音羽山六五の	弘前市大字鬼沢 字山ノ越二四九	八戸市大字番町 七の一	五所川原市大字 梅田字福浦三四 九の二	戸口五二の二二
"	"	"	"	一六 六二九	一六 六二八	一六 六二九	"	一六 五二六	一六 五二七	一六 五二二	"	

有限会社 シ	有限会社 三	社会福祉 法人	株式会社 ア	株式会社 ア	有限会社 三	株式会社 宮	有限会社 サ	青森保健 協同組合	青森保健 協同組合	ツク ラメイ ディ
北津軽郡板柳町 大字辻字福岡五	弘前市大字浜の 一丁目二丁目四の	中津軽郡相馬村 大字坂市字亀田 五三の三	南津軽郡碓ヶ関 村大字碓ヶ関一 六字碓ヶ関山一八	南津軽郡碓ヶ関 村大字碓ヶ関一 六字碓ヶ関山一八	弘前市大字大 水字下野二六 の二	栃木県宇都宮市 一条二丁目七の 二四	黒石市追子野木 一丁目七四の二	青森市大字浦町 三丁目四三四の	青森市大字浦町 三丁目四三四の	三番町三〇の一
訪問介護	訪問介護	痴呆対応 活介護	痴呆対応 活介護	痴呆対応 活介護	痴呆対応 活介護	通所介護	通所介護	訪問看護	通所介護	貸与
有限会社 シ	ヘルパ ーズ	グループ ン	グループ ン	グループ ン	グループ ン	弘前市 ミヤ	有限会社 サ	生協訪問 看護ステ ーション	デイサー ビ	ツク ラメイ ディ
北津軽郡板柳町 大字辻字福岡五	弘前市大字浜の 一丁目二丁目四の	中津軽郡相馬村 大字坂市字亀田 五三の三	南津軽郡碓ヶ関 村大字碓ヶ関一 六字碓ヶ関山一八	南津軽郡碓ヶ関 村大字碓ヶ関一 六字碓ヶ関山一八	弘前市大字大 水字下野二六 の二	弘前市大字神 田一丁目六の三	黒石市追子野木 一丁目七四の二	青森市問屋町一 丁目一五の一〇	青森市茶屋町一 の二	三番町三〇の一
"	"	"	一六 六二九	一六 六二九	"	"	一六 六二九	"	"	

青森県告示第四百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十六年七月九日

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 日
社会福祉法人 スプリング	八戸市大字妙字西ノ平六の二七	居宅介護支援センターさざなみ	八戸市小中野八丁目九の二〇	平成 一六・四・二六
社会福祉法人 常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	ひばり苑居宅介護支援事業所	三沢市六川目六丁目二八の六	"
有限会社 リブライズ	八戸市大字妙字桶屋平九の六〇	居宅介護支援事業所 森	三戸郡階上町蒼前西二丁目九の九九二	一六・五・三
加藤くらしのサポート有限会社	三戸郡南郷村大字野沢字石窪二八の二	加藤居宅介護支援事業所	三戸郡南郷村大字野沢字石窪二八の二	"
医療法人 弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一四	居宅介護支援事業所 泉	弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の四	一六・五・三

青森県知事 三 村 申 吾

平成十六年七月九日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

青森県告示第四百八十六号

氏名又は名称	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	廃止年月日
株式会社 具の丸和	青森市問屋町一丁目七の七	福祉用具貸与	株式会社 具の丸和	一六・四・五
社会福祉法人 敬仁会	青森市大字新城字平岡七四六	訪問介護	ホームヘルプサービス 鶴ヶ丘	平成 一六・四・一

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 津軽富士見会	弘前市大字山崎一丁目三の七	支援事業所	弘前市大字鬼沢字山ノ越二四九	"
有限会社 ケアサポート 暖炉	青森市大字浜田二丁目九八の一	ケアサポート 暖炉	青森市大字浜田二丁目九八の一	"
青森保健生活協同組合	青森市大字浦の字奥野四三四の三	青森保健生活協同組合居宅介護支援事業所	青森市安方一丁目一の六	"
社会福祉法人 心和社会	青森市大字大別内字葛野一八〇	指定居宅介護支援事業所「かまはま」	青森市大字大別内字葛野一八〇	"
社会福祉法人 向明会	北津軽郡中里町大字尾別字小谷一八	居宅介護支援センター「やすらぎの里」	北津軽郡中里町大字尾別字小谷一八	一六・五・二六
医療法人 脳ドックセンター おつとも脳神経クリニック	八戸市柏崎四丁目一六の二九	あい愛ケアプラセンターおつとも	八戸市柏崎四丁目一四の四八	一六・六・一六
有限会社 えと	上北郡天間林村大字天間館字森ノ上二二八の四	介護支援サービス えと	上北郡天間林村大字天間館字森ノ上二二八の四	"
株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター 湊高台	八戸市大字新井八字水溜六の一	一六・六・二六
青森保健生活協同組合	青森市大字浦の字奥野四三四の三	居宅介護支援事業所「つみみ」	青森市茶屋町一の一	"
有限会社 シー・オール	北津軽郡板柳町大字辻字福岡五	有限会社 シー・オール 介護事業部	北津軽郡板柳町大字辻字福岡五	"

青森県告示第四百八十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十六年六月十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	へ び 化 ン 率 %	T D N %		M E kcal/kg	そ 他 の 査 査 %
日和産業株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24-9	同 左	ノーサン印 子豚人工乳後期配合飼料 クイック・フォーC	16.6	19.4	4.6	0.88	0.70	1.5	5.2				79.8		12.1	
		ノーサン印 子豚人工乳後期配合飼料 クイック・Bプロ	16.5	19.2	5.3	0.91	0.71	1.9	5.1			81.0		12.8		
		ニチワ印 ノロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワえつけ	16.5	24.5	5.0	1.06	0.68	1.7	5.5				3,070		11.7	
		ニチワ印 成鶏飼育用配合飼料 E-18	16.6	19.4	4.5	3.89	0.50	2.2	12.0				2,920		11.6	
		ニチワ印 成鶏飼育用配合飼料 ハイホーA	16.6	18.5	4.7	4.17	0.53	2.7	13.0				2,880		12.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第四百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第  
三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。この場合において、各標柱を結ぶ線は  
三項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備  
え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

乳井四号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標  
柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は  
直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字 名	地 番
一	弘前市	乳井	乳井	七五の一
二	"	"	"	八一の四
三	"	"	平山	一〇の二
四	"	"	"	六八の一
五	"	"	乳井	六四の一
六	"	"	"	七〇の一
七	"	"	"	七三の一
八	"	"	"	七三の一

青森県告示第四百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

唐竹急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場所において、標柱八号と標柱九号を結んだ線及び標柱十号と標柱十一号を結んだ線は町道一一八四号線右側官民地境界線とし、標柱九号と標柱十号を結んだ線は町道一五号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	南津軽郡平賀町	唐竹	葺原	九二の一
二				二三四の三
三				二三四の一
四				二三四の一
五				九九
六				一〇四の一
七				一〇〇の一
八				八七の二
九				八七の四
十				九七の二
十一				九二の二

青森県告示第四百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第

三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

上野道下夕急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	八戸市	田面木	上野道下夕	二六の一八
二				二六の四
三				一六の一
四				一六の四六

青森県告示第四百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、昭和四十六年四月十日青森県告示第二百九十九号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）及び昭和五十九年一月五日青森県告示第三号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 昭和四十六年四月十日青森県告示第二百九十九号の一部改正

第三号を次のように改める。  
三 大沢片平急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 番
九	八 戸 市	白 銀 町	大 沢 片 平	六の三一
八	"	"	浜 崖	二の五
七	"	"	"	二の三五
六	"	"	"	四の一
五	"	"	"	八の一〇
四	"	"	大 沢 片 平	一三の二
三	"	"	"	六の七
二	"	"	"	六の一七
一	"	"	"	六の二七

二 昭和五十九年一月五日青森県告示第三号の一部改正

第四号を次のように改める。

四 削除

# 公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
下北郡大畑町大字大畑字中島九六の六四	宅地	三五〇・八六平方メートル

二 予定価格  
二百九十五万円

三 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所  
下北郡大畑町大字大畑字中島九六の六四

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
むつ市中央一丁目一の一  
青森県むつ合同庁舎新館一階 A会議室

2 日時  
平成十六年八月十二日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限  
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十六年八月五日午後一時から、下北郡大畑町大字大畑字中島九六の六四において現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年七月九日

中南方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	斎藤 哲雄	黒石市大字西馬場尻字村元七五	平成 一六・五・一九就任
"	小野育次郎	南津軽郡田舎館村大字高樋字宮本一五	"
"	成田 清行	北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八	"
"	神 功	南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東	"
"	阿部 逸夫	五三 " 大字藤崎字西村井一〇	"
"	八木橋和寿	" " 田舎館村大字境森字佃一四三	"
"	佐藤莊一郎	" " 尾上町大字金屋字中松元七七	"
"	北山 由美	黒石市大字浅瀬石字川合一五三の四	"
"	斎藤 公郎	南津軽郡平賀町大字町居字山元一四〇	"
"	佐藤 清徳	黒石市大字石名坂字桜清水二〇の一二	"
"	宮川 清司	南津軽郡尾上町大字中佐渡字前田五七	"
"	葛西 俊一	北津軽郡板柳町大字狐森字浅井二三	"
"	榎引 功	南津軽郡平賀町大字町居字山元二二九	"
"	安田 節雄	八 " 藤崎町大字西中野目字宮元二	"
"	小杉 繁一	" " 大字藤崎字村岡一二	"
"	工藤 勉	九の " 平賀町大字平田森字下宮本五	"

理 事	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
"	斎藤 哲雄	黒石市大字西馬場尻字村元七五	一六・五・一九退任
"	高木昭卯治	南津軽郡常盤村大字常盤字五宮本三五	"
"	成田 康一	北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字篠田五四	"
"	北山 由美	黒石市大字浅瀬石字川合一五三の四	"
"	駒井 光芳	南津軽郡尾上町大字金屋字中松元四六	"
"	小野育次郎	" " 田舎館村大字高樋字宮本一五	"
"	佐藤 清徳	黒石市大字石名坂字桜清水二〇の一二	"
"	毛内 一郎	五所川原市大字広田字下り松一四三	"
"	佐藤莊一郎	南津軽郡尾上町大字金屋字中松元七七	"
"	阿部 逸夫	五 " 藤崎町大字藤崎字西村井一〇	"
"	斎藤 公郎	" " 平賀町大字町居字山元一四〇	"
"	神 功	" " 藤崎町大字中野目字早稲田東	"
"	八木橋和寿	五三 " 田舎館村大字境森字佃一四三	"
"	今 茂雄	" " 黒石市大字西馬場尻字枝村六	"
"	白戸政太郎	の " 南津軽郡尾上町大字八幡崎字本林一三	"

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、稲垣村の行つ稲垣地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年七月九日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年七月十二日から同年八月九日まで

三 縦覧の場所

梁田正俊

准

報

平成16年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により別表に掲げる都道府県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり実施します。

平成16年7月9日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 池ノ内 祐 司

- 1 試験期日 平成16年10月24日（日） 午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場所

試験地	試 験 場 場	所 在 地
北海道	北海学園大学 豊平校舎	北海道札幌市豊平区旭町4-1-40
	函館北洋ビル	北海道函館市若松町15-7
	道北経済センタービル	北海道旭川市常盤通1丁目
	釧路公立大学	北海道釧路市芦野4-1-1
青森県	青森中央学院大学	青森県青森市横内字神田12
岩手県	岩手医科大学 教養部	岩手県盛岡市本町通3-16-1
宮城県	東北電子専門学校	宮城県仙台市青葉区花京院1-3-1
秋田県	秋田大学 手形キャンパス	秋田県秋田市手形学園町1-1
山形県	ウエルサンプリア山形	山形県山形市蔵王飯田637
福島県	福島大学	福島県福島市金谷川1
茨城県	茨城大学 教育学部	茨城県水戸市文京2-1-1
栃木県	宇都宮大学 峰キャンパス	栃木県宇都宮市峰町350

群馬県  
埼玉県  
千葉県  
東京都

群馬大学 朝霞校舎  
東洋大学 生産工学部津田沼校舎  
日本大学 東邦大学  
慶應義塾大学 三田キャンパス  
日本大学 文理学部

群馬県前橋市荒牧町4-2  
埼玉県朝霞市岡2-11-10  
千葉県習志野市泉町1-2-1  
千葉県船橋市三山2-2-1  
東京都港区三田2-15-45  
東京都世田谷区桜上水3-25-40

日本大学 法学部（三崎町校舎）  
中央大学 後楽園キャンパス  
昭和女子大学

東京都千代田区三崎町2-3-1  
東京都文京区春日1-13-27  
東京都世田谷区太子堂1-7-57

立正大学 大崎キャンパス  
国士館大学 世田谷キャンパス

東京都品川区大崎4-2-16  
東京都世田谷区世田谷4-28-1

一橋大学 国立キャンパス  
中央大学附属高等学校

東京都国立市中2-1-22  
東京都小金井市貫井北町3-22-1

神奈川県

慶応義塾大学 日吉キャンパス

神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1

新潟県

新潟大学 五十嵐地区総合教育研究棟

新潟県新潟市五十嵐2の町8050

富山県  
石川県  
福井県  
山梨県  
長野県

富山大学 工学部  
金沢高等学校  
福井大学  
山梨学院大学  
J A長野県ビル

富山県富山市五福3190  
石川県金沢市泉本町3-111  
福井県福井市文京3-9-1  
山梨県甲府市酒折2-4-5  
長野県長野市南長野北石堂町1177-3

岐阜県  
静岡県  
愛知県

松本歯科大学  
駒ヶ根商工会館  
岐阜女子大学  
静岡大学 共通教育棟  
名城大学 天白校舎

長野県塩尻市広丘郷原1780  
長野県駒ヶ根市上穂栄町3-1  
岐阜県岐阜市太郎丸80  
静岡県静岡市大谷836  
愛知県名古屋市中天白区塩釜口1-501

三重県  
滋賀県

三重大学 共通教育3号館  
立命館大学 びわこ・くさつキャン

三重県津市上浜町1515  
滋賀県草津市野路東1-1-1

京都府	ソニバ	京都府京都市左京区吉田本町
大阪府	京都大学 吉田キャンパス 大阪府立大学 大阪工業大学 大宮キャンパス	大阪府堺市学園町 1 - 1 大阪府大阪市旭区大宮 5 16
兵庫県	甲南大学 神戸学院大学	兵庫県神戸市東灘区岡本 8 - 9 - 1 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 518
奈良県	東洋大学附属姫路高等学校 天理大学 和歌山ビッグホエール	兵庫県姫路市書写1699 奈良県天理市杣之内町1050 和歌山県和歌山市手平 2 - 1 - 1
鳥取県	鳥取大学	鳥取県鳥取市湖山町南 4 - 101
島根県	くにびきメッセ	島根県松江市学園南 1 - 2 - 1
岡山県	岡山商科大学	岡山県岡山市津島京町 2 10
広島県	広島経済大学	広島県広島市安佐南区祇園 5 - 37 - 1
山口県	山口県セミナーパーク (一般研修棟)	山口県山口市大字秋穂二島1062
徳島県	四国大学	徳島県徳島市応神町古川字戎子野123 - 1
香川県	高松中央高等学校	香川県高松市松島町 1 14 8
愛媛県	松山大学	愛媛県松山市文京町 4 - 2
高知県	高知県立高知小津高等学校	高知県高知市城北町 1 - 14
福岡県	西南学院大学	福岡県福岡市早良区西新 6 - 2 - 92
佐賀県	佐賀学園高等学校	佐賀県佐賀市駅前中央 2 - 9 - 10
長崎県	長崎大学 文教キャンパス	長崎県長崎市文教町 1 - 14
熊本県	九州東海大学 熊本キャンパス	熊本県熊本市渡鹿 9 - 1 - 1
大分県	大分大学 医学部	大分県大分郡挾間町医大ケ丘 1 - 1
宮崎県	宮崎県立宮崎大宮高等学校	宮崎県宮崎市神宮東 1 - 3 - 10
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島県鹿児島市都元 1 - 21 -

沖縄県	鹿児島県大島支庁 沖縄大学 沖縄県宮古支庁 沖縄県八重山支庁	30 鹿児島県名瀬市永田町17 - 3 沖縄県那覇市字国場555 沖縄県平良市字西里1125 沖縄県石垣市字真栄里438 - 1
-----	---	--

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に關し必要な法令等 (出題数 40題)	行政書士法 (行政書士法施行規則を含む。) 、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成16年4月1日現在施行されている法令に關し出題します。
一般教養 (出題数 20題)	

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に關し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。
- 4 受験手続
  - (1) 受付期間 平成16年8月4日 (水) から8月31日 (火) まで
  - (2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター  
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください (あて先は印刷されています。)。8月31日の消印があるもので受け付けます。
  - (3) 提出書類 受験願書一式 (配布場所については(5)をご覧ください。)
  - (4) 受験手数料 7,000円  
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
  - (5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成16年 8月2日(月) から 8月25日(水) まで  
 郵送を希望する方は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒  
 (角2号：A4サイズ用の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表  
 に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求して  
 ださい。(8月25日必着のこと)

名称 (財)行政書士試験研究センター  
 住所 〒100-8879 東京中央郵便局留

イ 窓口配布

配布期間 平成16年 8月2日(月) から 8月31日(火) まで  
 配布場所 (青森県、岩手県及び秋田県の場合)

区分	配布場所	所在地	配布時間
青森県	青森県総務部総務学 事課法規グループ	青森市長島1-1-1	8:30~17:15
	青森県行政書士会	青森市花園1-7-16	9:00~17:00
岩手県	岩手県地域振興部市 町村課	盛岡市内丸10-1	8:30~17:45
	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	8:30~18:00
	盛岡地方振興局企画 総務部	盛岡市内丸11-1	8:30~17:15
	花巻地方振興局企画 総務部	花巻市花城町1-41	
	北上地方振興局企画 総務部	北上市芳町2-8	
	水沢地方振興局企画 総務部	水沢市大手町1-2	
一関地方振興局企画 総務部	一関地方振興局企画 総務部	一関市竹山町7-5	
	千厩地方振興局企画 総務部	東磐井郡千厩町千厩字 北方85-2	
	大船渡地方振興局企	大船渡市猪川町字前田	

秋田県	画総務部	6-1	
	遠野地方振興局企画 総務部	遠野市六日町1-22	
	釜石地方振興局企画 総務部	釜石市新町6-50	
	宮古地方振興局企画 総務部	宮古市五月町1-20	
	久慈地方振興局企画 総務部	久慈市八日町1-1	
	二戸地方振興局企画 総務部	二戸市石切所字荷渡52	
	岩手県行政書士会	盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階	9:00~17:00
	秋田県総務部総務課	秋田市山王4-1-1	8:30~17:15
	鹿角地域振興局総務 企画部	鹿角市花輪字六月田1	
	北秋田地域振興局総 務企画部	北秋田郡鷹巣町鷹巣字 東中岱76-1	
	北秋田地域振興局大 館地区総合事務所	大館市片山町3-14- 5	
山本地域振興局総務 企画部	能代市御指南町1-10		
秋田地域振興局総務 企画部	秋田市山王4-1-2		
由利地域振興局総務 企画部	本荘市出戸町字水林36 6		
仙北地域振興局総務 企画部	大曲市上栄町13-62		
平鹿地域振興局総務 企画部	横手市旭川1-3-41		
雄勝地域振興局総務 企画部	湯沢市千石町2-1- 10		
秋田県行政書士会	秋田市山王4-4-14 秋田県教育会館4階	9:00~17:00	

注 土曜日及び日曜日は配布しません。

(6) 連絡先 (問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター  
電話番号 03 - 5251 - 5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成17年1月13日(木) 午前9時

(2) 方 法 (財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

別表 行政書士法第4条第1項の規定により(財)行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

北海道知事	埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事
青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭